

山<sup>やま</sup>  
都<sup>と</sup>  
町<sup>ちやう</sup>



(役 場)

一 概 況

平成一七年二月二日、平成の合併で唯一の郡境を越えて、矢部町、清和村、蘇陽町が合併し、人口一六、九八一(平成二二年国勢調査)、面積約五四五平方キロメートルの「山都町」が誕生した。本町は、熊本県の東部に位置し、北は西原村、南阿蘇村及び高森町、東は宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及び東臼杵郡椎葉村、南は八代市、西は御船町及び美里町にそれぞれ接している。阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までを区域とし、標高は、三〇〇メートルから九〇〇メートルにあって、地形的な変化に富み、町域は、東西約三三キロメートル、南北約二七キロメートルにも及び、県内屈指の面積を誇る。山林原野が七二パーセントを占めており、北部はなだらかな高原状を呈しているが、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とし、宮崎県延岡市に流れる五ヶ瀬川と熊本市に流れる緑川水系、その支流の大矢川、笹原川などが流れ、起伏に富んだ独特の溪谷美を形成している。

産業としては、農業が主で、野菜、米、茶、椎茸、畜産などの複合経営が主となっている。近年では、地域特性を活かしたトマトなどの高冷地野菜、茶(矢部茶)、栗、柚子やブルーベリーを加工したジャムなどの二次製品が高い評価を受け、特産品となっている。

交通面では、町を東西に横断する国道二一八号や、国道二六五号、国道四四五号などが主軸となっており、熊本市から一時間程度の行程である。

また、くまもとアートポリスプロジェクトのデザインによる鮎の瀬大橋が菅地区と白藤地区を結び、町中心部への利便性が向上した。この橋は、高さ一四〇メートル長さ三九〇メートルのY字橋脚と斜張橋との複合型の珍しい橋で、橋の上やたもとからは緑川の深い溪谷の風景を眺めることができる。

名所旧跡としては、日本最大級の石造りアーチ水道橋で、国の重要文化財に指定されている通潤橋があり、近くには高さ約五〇メートルの水量豊富で雄大な五老ヶ滝がある。また、南北朝時代から居館(浜の館)、居城(岩尾城)や愛藤寺城等、阿蘇、健軍、郡浦、甲佐四社領をはじめ阿蘇、益城、宇土の三郡を支配下におき、三五万石を有し、戦国時代に矢部に本拠地を置いた阿蘇氏の旧跡が数多く

見られる。清和文楽人形芝居は嘉永年間より伝えられてきたもので、昭和三十三年、県の無形文化財「文楽人形技術保持者」として清和文楽人形保存会の二名が認定され、昭和五四年には、「清和文楽人形保存会」そのものが、県の重要無形文化財として指定を受け、平成一七年には、国指定大川阿蘇神社農村舞台となる。この人形を使った文楽を鑑賞できる施設として清和文楽館がある。そのほか、四季折々の渓谷美が楽しめる蘇陽峡や緑川上流にある紅葉の名所緑仙峡、全長約二〇〇メートル、高さ八六メートルの大鉄橋の内大臣橋がある。阿蘇外輪山のなだらかなスロープと、遠大な眺望をもつ自然公園である井無田高原、自然型テーマパーク「そよ風パーク」、肥後の国から日向の国へ至る旧藩時代の歴史街道で、現在は、御船町から山都町内のコースを歩く歴史ウォークが開催されている日向往還などがある。

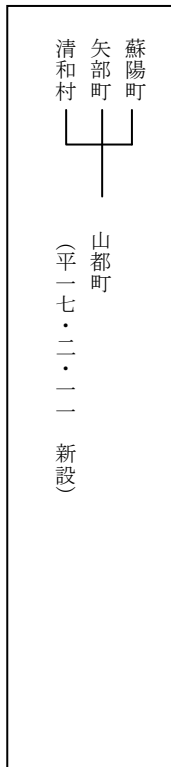
主な行事としては、秋の訪れを告げる大祭で、巨大にして精巧な造り物が、町を引き廻される八朔祭や、文楽の里まつり、火伏地蔵祭、九州山地神楽祭りなどがある。

## 二 町名の由来

矢部・清和・蘇陽三町村の合併協議にあたって、合併協議会は新町の名称について公募し、そこから候補を選定した。「九央町」「蘇南町」「美山町」「山都町」といった町名候補についての各町村の意向が持ち寄り、協議の結果、満場一致で「山都町」に決したものである。

## 三 平成の合併検討経緯

### 1 合併関係市町村の状況



### (一) 阿蘇郡蘇陽町

昭和三十一年九月三〇日、柏村、菅尾村、馬見原町が合併してできた町で、面積は約一九平方キロメートルである。宮崎県境にあり、南阿蘇外輪山より南面に展開し、九州山脈に連なる地域で『九州のへそ』と称される。

### (二) 上益城郡矢部町

昭和三十一年二月一日、浜町ほか三か村の合併により矢部町が誕生し、以後、昭和三十三年の二か村編入、昭和三七年の一部境界変更を経て近時の町域を形成した。面積は約二九六平方キロメートルである。通水の石橋「通潤橋」で知られる。

### (三) 上益城郡清和村

昭和三十一年七月一日、朝日村と小峰村の合併により誕生した村である。南は宮崎県境で、南北に細長い形状の山間部の農村である。面積は約二九平方キロメートルで、嘉永年間から伝わる文楽の里として知られる。

## 2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、矢部町及び清和村の二町村合併、若しくはこれに阿蘇郡蘇陽町を加えた三町村のパターンが示された。(蘇陽町については、南阿蘇六町村の枠組みも示された。)

蘇陽町の平成一四年秋の住民アンケートで、合併相手について、民意が「矢部町・清和村」と「高森町」に二分されたため、蘇陽町は矢部町、清和村、高森町の各町村に対し勉強会の設置を呼び掛け、このうち、矢部町及び清和村との協議が具体化した。

郡を異にする当地域の合併については、新町が上益城郡に属することとされたため、阿蘇郡に属する蘇陽町内では、「阿蘇」の名前から離れることを危惧する意見もあったが、三町村で合併に向けた手続が進められ、平成一七年二月一日、山都町が誕生した。(第二編「上益城地域」参照)

## 3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方法

上益城郡矢部町、清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃止し、その区域をもって新しい団体を設置する新設（対等）合併とする。

(二) 合併の時期 平成一七年二月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称を「山都町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

地方自治法第四条に基づく新町の事務所の位置は、矢部町浜町六番地（現矢部町庁舎）を含む周辺とする。ただし、敷地は国道二一八号に接するものとする。

(五) 財産・債務の取扱い

財産及び債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

ただし、矢部町の庁舎建築基金については、今後新築する本庁舎の財源とする。なお、当該基金を充当しても建設費が不足した場合、合併特例債を活用することを検討する。

(六) 郡の区域の取扱い

新町の郡の区域は、上益城郡とすることを県知事及び県議会に対し要望する。

(七) 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。（略）

(八) 議会議員の定数及び任期

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 新町の議会議員の定数については、地方自治法第九一条第二項の規定により二人とする。

(二) 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない。

(三) 三町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年一〇月三十一日まで新町の議会議員として在任する。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙で選任された委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き農業委員として在任する。

在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、二〇人とし、農

業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区は三とし、矢部町、清和村、蘇陽町にそれぞれ一選挙区を設ける。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、新町において農業委員会委員の定数について検討する。

(一〇) 地方税（納税関係を含む）

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 賦課率は入湯税を除き三町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぐ。

(二) 入湯税については、矢部町の例による。

(三) 納期については、次のとおりとする。

ア 個人町村民税・固定資産税については、一〇期とする。

イ 軽自動車税は、四月納期とする。

(四) 納税（貯蓄）組合及び報奨金については、廃止する。なお、地域づくりに関する助成については、合併後新町において調整する。

(一一) 一般職の職員の身分

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 三町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(二) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(三) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一する。

(四) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

(一二) 地域審議会

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、次のとおりとする。（略）

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
蘇陽町	後藤 恵喜	中村 勲	倉岡 克行	渡邊 和幸	後藤 冠
矢部町	甲斐 利幸	—	—	田上 聖	飯開 和雄
清和村	兼瀬 哲治	—	福田 幸一	梶原 徹	那須 典昭

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第一次産業 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	市町村税納税額 (百万円)	中学校以上の学校		業態の割合			面積 (km <sup>2</sup> )	戸数 (戸)	人口 (人)	区分
						高等学校	中学校	計	第三次産業 (人)	第二次産業 (人)				
	五九、二五九	四二、三三五	一一、三九八	一五、九七三	一一、四九	二	四	一〇、六七九	四、九七	二、三六	三、九〇六	五、四八三	二〇、七五	山都町
	一一、〇三三	八、六九四	一、九八〇	四、四七四	二〇、九	一	一	二、四六四	一、〇〇〇	五〇	九三	二、八九二	四、八二六	合併関係町
	三六、三七六	二七、七六六	七、八六二	八、二五七	七、八	一	二	六、四〇二	二、九三	一、四九六	二、二二三	二、九、四三	二、五、九	蘇陽町
	八、八六〇	五、七六五	一、五五六	三、二四二	一、五	〇	一	一、八二三	六、〇四	三、七	八、三〇	二、九、四九	三、三、八〇	矢部町
														清和村

四 昭和以前の合併検討経緯

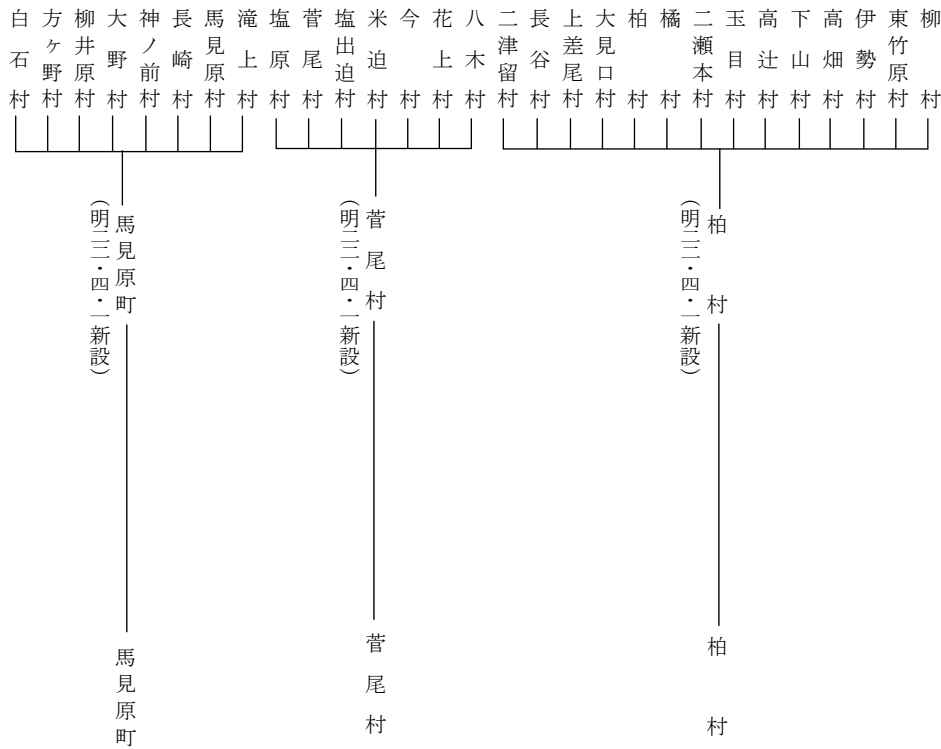
【旧阿蘇郡蘇陽町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・町村制前  
市制・町村制後終戦まで  
終戦時



(一) 柏村

旧藩時代、加藤領から、のち細川領となり、阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあったが、明治七年(一八七四)の大小区制改正により菅尾郷一町四二村は第二大区第八小区となり、その合併が行われ、同九年現在で、本村の地域は柳、竹原、高畑、下山、玉目、二瀬本、橘、二津留、柏、大見口、上差尾、高辻、伊勢、長谷、倉木山の一五か村に分かれていた。明治十二年、郡区町村編制法が施行されると、橘、柏、今、花上、二瀬本、八木、米迫の七か村、二津留、大見口、上差尾、塩出迫、菅尾、滝上、馬見原、長崎の八か町村、柳、伊勢、竹原、高辻、高畑、下山、長谷、玉目の八か村がそれぞれ一行政区域を形成したが、一七年の改正により柳村など前記一四か村、倉木山は一二年に長谷村に合併が二瀬本村列となつて同一戸長役場の統治下に置かれ、その後二二年の町村制施行に伴ない、この一四か村が合併して柏村となつた。

(二) 菅尾村

柏村と同様旧藩時代は、阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあつて明治九年(一八七六)現在本村の地域は、八木、花上、米迫、塩出原、菅尾、塩原、今の七か村に分かれていた。同一二年、郡区町村編制法の施行により今、花上、八木、米迫の四か村は橘村ほか二か村と、塩出迫、菅尾両村は、馬見原町ほか五か村と、そして塩原村は柳井原村ほか二か村等とそれぞれ行政区域を同じくしたが、一七年の改正によつて花上、八木、今、米迫、塩出迫、菅尾、塩原に滝上、大野、馬見原を加えた一〇か村が同一行政区域菅尾村列となつた。その後、二二年の町村制施行に伴ない、前記七か村が合併して菅尾村となつた。

(三) 馬見原町

旧藩時代は、前記二村と同様阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあつたが、明治九年(一八七六)現在の本町の地域は滝上、馬見原、長崎、神ノ前、大野、柳井原、方ヶ野、白石の八か村に分かれていた。一二年の郡区町村編制法施行により、滝上、馬見原、長崎の各村は菅尾村ほか四か村と、神ノ前、大野、柳井原、方ヶ野、白石の五か村は塩原村、仮屋村とともにそれぞれ一行政区域をなし、戸長役場が設置された。一七年の改正により、馬見原、大野、柳井原、長崎、滝上の五か村は菅尾村列の行政区域に、神ノ前、方ヶ野、白石の三か村は小峰村列の行政区域に変更されたが二二年の町村制施行に伴い前記八

か村が合併して馬見原町となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定前は、柏、菅尾、馬見原三か町村の区域に上益城郡の朝日村、小峰村を加えた越郡合併の動きがあった。昭和二十八年（一九五三）七月二九日、上益城郡朝日村の主催により、馬見原、菅尾、柏、朝日、小峰五か町村合併の打ち合わせが開催されたが、その後は、柏村を除いた四か町村の協議会が七、八回にわたって開かれ、合併の諸問題について検討した。しかし、郡が違うこと、また、朝日村、小峰村両村内で紛争が起こったこと等により四か町村合併を検討している段階で町村合併促進法が施行された。

町村合併促進法の制定に伴い、本町の地域においてもようやく合併気運が盛りあがってきたが、立地条件からみて合併を困難視する向もあった。二十八年一月、県の合併試案として柏、馬見原、菅尾の三か町村合併案が示された。住民の町村合併の意欲は日を経るにしたがって高まっていたが、馬見原町、柏村は、合併後の役場の位置に不満があり、早急な合併は困難視された。その後、柏、菅尾二か村合併案、県試案に朝日、小峰両村を含んだ五か町村合併案、あるいは知保郷（山東部一帯の呼称）同志会が推進するその五か町村に宮崎県三か町村、鞍岡村を含めた七か町村合併案などがでたが、七か町村案は県境を越えた合併であって、実現は困難な情勢であった。このような各種の合併案について、いろいろ協議を重ねられたが、各町村ともそれぞれの事情があつて合併は難航した。

三〇年一月、柏村と菅尾村の間では、柏村の強力な懇請により、一応、馬見原、柏、菅尾の三か町村合併を最終目標として、まず二か村合併の協定がなされ、ただちに馬見原町に対し三か町村合併をはたらきかけた。これに対して同町では、町議会の審議を重ねること数回、ついに翌三十一年三月、三か町村合併に同調することになったので、ただちに三か町村代表者会議を開いて合併協議会を発足させ四月八日、第一回の協議会を開き、合併協議会事務局を菅尾村に設置した。

四月二日、第二回の協議会を開き、新町建設計画について協議したが、役場位置の問題でいきづまり、流会となった。四月三日、第三回の協議会を開き、役場位置問題について各町村から資料を提出して論議したが、結論がでなかった。五月七日、第四回の協議会を開いて役場位置問題を協議したが、結局決定できず、

柏村はついに協議会から脱退することになった。

その後は、馬見原町、菅尾村の二か町村で協議会が開かれたが、人口五、三〇〇人では適正規模にならないので、県試案に基づき、あくまで三か町村合併を目標として協議会を進めた。しかし、柏村の態度が決まらないため、とりあえず菅尾村、馬見原町の二か町村で合併を行うことになり、八月一日の新町発足を目標に、五月二七日、両町村議会において合併の議決をした。

その後六月八日には、協議会にはかつて建設計画の策定を急ぐことにし、六月二四日、二か町村の合併協議会を開き、県の出席のもとで次の事項を決定した。

- (一) 柏村を含めた三か町村合併を、最終目標とする。
  - (二) 二か町村合併は、七月県議会に上程、九月一日の発足を目標とする。
  - (三) 役場の仮位置、出張所問題は、新町名とともに、次回で審議決定する。
- 次いで六月三〇日、二か町村合併協議会を開き、新町名は「蘇陽町」とし、役場の位置は菅尾村に置くことにした。

このあと七月七日、菅尾村の東部にあたる大字花上および大字八木字八矢地区から、柏村を含めない二か町村合併であれば分村したいという陳情がなされたが、菅尾村では柏村を含めた三か町村の合併を最終目標としているので認めなかった。馬見原町でも、西部地区の一部が清和村へ分村したいという動きが起きていたが、町当局は一応三か町村合併目標の線で固まっていたので認めなかった。

その後、馬見原町、菅尾村は、二か町村合併を一時保留し、再三にわたり柏村に対し三か町村合併を懇請したので、柏村においても協議を重ねた結果、三か町村合併に同意することになり、その旨を回答した。しかし、この決定に不満を持つ北部、長谷他四地区では、分村運動をおこし、高森町へ合併を陳情し、また同地区の公職にある者が辞表をだすなどして混乱し、暗い雲ゆきとなったが、合併後分村を認めることで一応紛争はおさまった。そこで、ただちに三か町村は、建設計画書の策定と合併申請手続きにとりかかった。これでようやく三年間にわたってもみにもんだ合併問題も終止符が打たれ、菅尾村に仮役所を置くこととして、三十一年九月三〇日、「蘇陽町」が誕生した。「蘇陽」というのは、元來この地一帯の地名で、柏、菅尾、馬見原、朝日、小峰、宮崎県三か所および鞍岡を含む七か町村の地域で、古代の「知保郷」に相当する。昭和の初め、当時の斉藤宗宣知事がこの溪谷を「蘇陽峡」と名づけたのが初めて、それ以来「蘇陽」と呼ぶように

なったという。このように由緒ある「蘇陽」の言葉が、太陽が蘇るという意味もあつて無限の発展を象徴するところからその名称を選んだ。

本町は、地域が広大で部落が点在しているため、新町発足後も役場位置問題で、四か年半にわたって紛争が続き、昭和三四年五月には蘇陽町の一部をもって柏村をおくことについての分村申請が正式に県に提出され、その間、役場を一か月ごとに移動するというような変則行政を繰り返し、行政運営上に著しい混乱が続いたが、三六年度に至り役場庁舎が新築されたことよって行政も正常にかえった。

### 3 合併条件及び協定事項

- (一) 合併の形式 柏村、菅尾村、馬見原町を合体して町とする。
  - (二) 合併の時期 昭和三十三年九月三〇日
  - (三) 新町名 「蘇陽町」
  - (四) 役場の位置 新町役場は、仮役場として、暫定的に菅尾村大字菅尾字赤迫一二五三番地に置く。
  - (五) 役場仮支所、出張所の位置
    - 1 合併関係町村役場を仮支所とする。
    - 2 大字東竹原二〇四番地に出張所を置く。
  - (六) 仮支所、出張所で行なう事務
    - 戸籍、住民登録、配給、町税の収入、諸証明その他必要な事務
  - (七) 議会議員の任期、定数 議員は、町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、任期は、昭和三十三年九月二十九日までとする。
  - (八) 教育委員の定数 定数は五人とする。
  - (九) 農業委員の任期、定数
    - 一 農業委員会とする。
- 任期、定数は、町村合併促進法第九条の三の特例を適用し、その定数は三〇人とし、任期は昭和三十三年七月一九日までとする。
- (一〇) 職員的身分取扱い 新町の職員としての身分を保有せしめ、勤務年数は継承する。

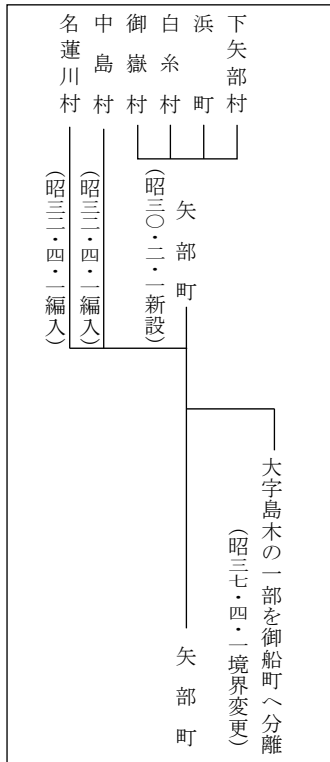
- (一一) 財産および負債
  - 1 三か町村の所有するすべての財産は、新町に引き継ぐものとする。
  - 2 三か町村のすべての負債は、新町に引き継ぐものとする。
  - 3 部分林の關係あるものは、旧慣を尊重し、町村の分収は新町に引き継ぐものとする。
  - 4 町村有原野、採草地については従前の使用慣行のとおりとする。官行造林については従来の契約をそのまま継承し、その分収金については合併関係町村の公共事業に充当するものとする。
- (一二) 債権債務
  - 三か町村の有する債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、新町に引き継ぐものとする。
  - (一三) 消防団の統合
    - 消防機械器具および団員は、すべてそのまま新町に引き継ぐものとする。
  - (一四) 国民健康保険
    - 国民健康保険事業は、統合して新町に引き継ぐものとする。
  - (一五) 各種団体の統合
    - 町内各種団体の統合をすみやかにあつせんする。
  - (一六) 各種事業
    - 三か町村の各種継続事業および既定計画事業は、新町で継続して行う。
  - (一七) 大字、字の名称 現在のとおりとする。
  - (一八) 柏村内における分村問題
    - 合併後、新町において、法により分村実現に協力するものとする。

### 4 合併時の三役及び正副議長

馬見原町	工藤保蔵	斗高俊治	本田末熊	本田清隆	山本正綱
菅尾村	山中説真	大久保春俊	今村親雄	田中進	田中案山子
柏村	小崎正行	興栢護久	後藤松寿	甲斐勝巳	玉目虎雄
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長

5 合併時の関係村の現況表

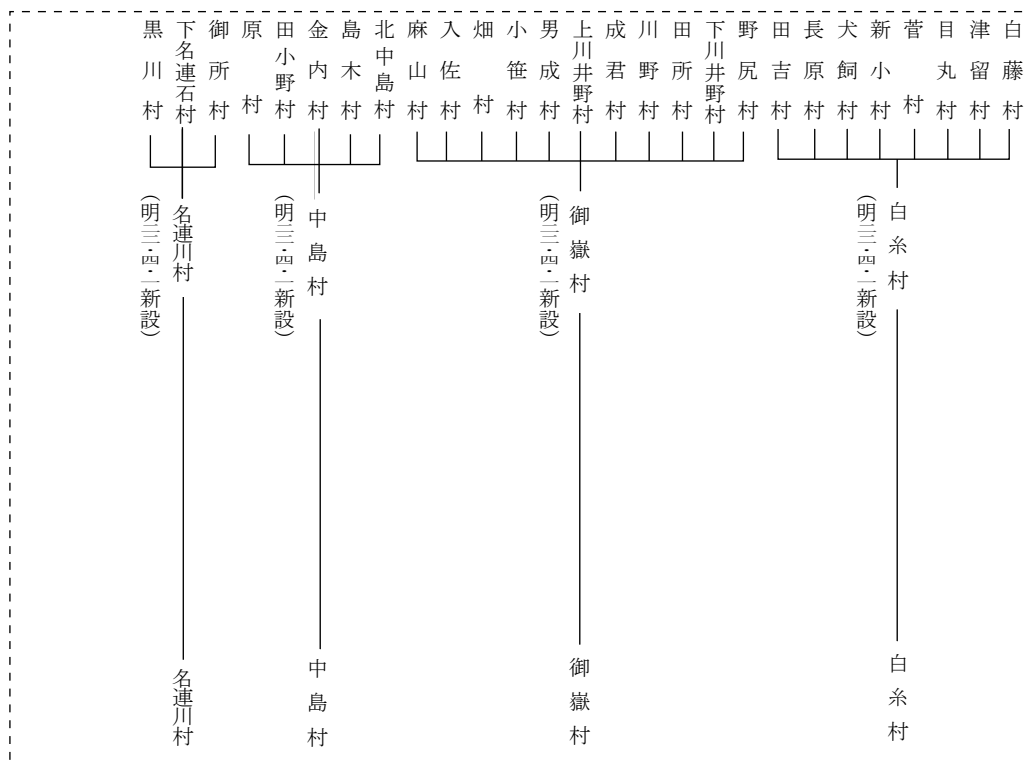
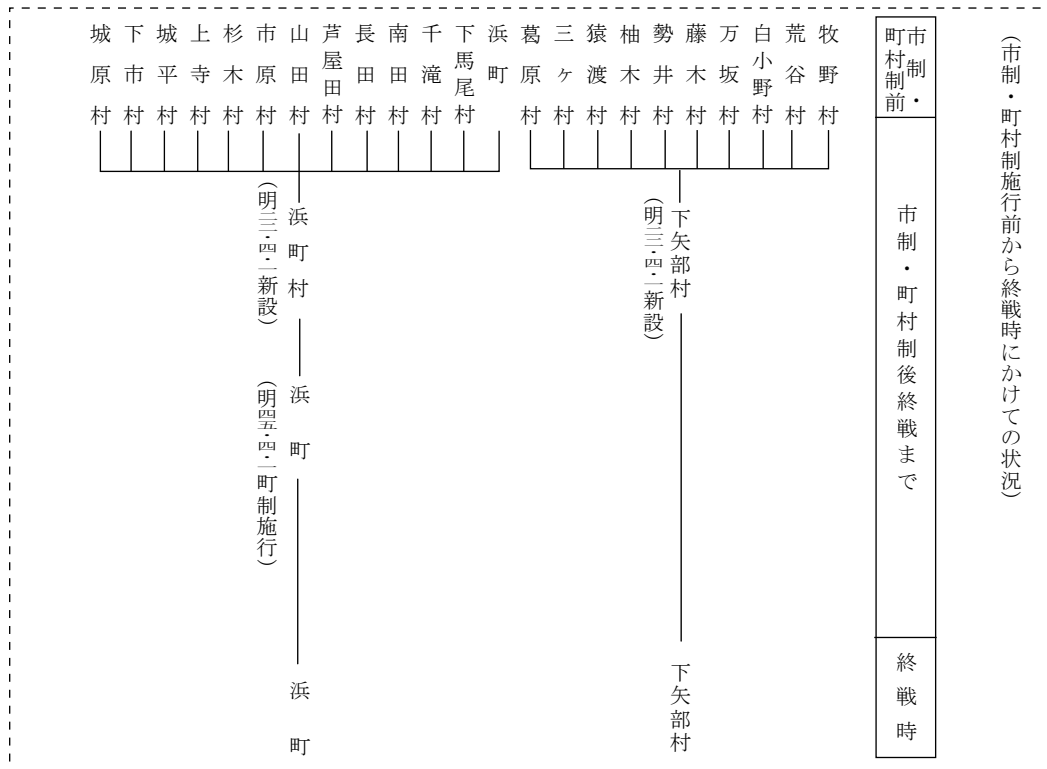
上の学校 中学校以 下	官 公 署	業態の割合						積 平方 料	戸 数 戸	人 口 人	区 分
		その他の業態			都市的業態						
		計 人	その 他人	農 業 人	計 人	その 他人	商 工 業 人				
一	四	三	六、九九〇	五、五〇〇	六、四四〇	二、六〇二	一、二二七	一、三九五	一、二〇、〇〇六	九、五九二	蘇陽町
一	二	五	三、五六六	三、九五	三、二七	七、三〇	五、〇〇	三、三〇	七、四・四	四、三五六	合併村 柏村
一	一	三	一、八四四	四、六	一、七九八	一	一	一	二、六・二	一、八四四	菅尾村
一	一	五	一、五九〇	一、〇九	一、四七一	一、八七二	七、七	一、五五	二、四・三	三、四五二	馬見原村



1 【旧上益城郡矢部町における合併の歴史】

生産額	計		鉦 工 産 千 円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前 年 度 予 算 総 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	国 税 納 税 額 千 円
	そ の 他 千 円	農 産 千 円						
計	三、八二八三	三、五七〇〇	二、七五〇〇	八	七、六八八	一、五〇四七	一、五八〇	二、七八〇
計	七、〇〇〇	一	一	一	三、六二五	六、六八六	四、六二	六、四三
計	六、三八三	六、七〇〇	二、五〇〇	一	二、一九六	二、二七六	二、六二	一、九
計	九、四四〇〇	二、九〇〇〇	四、〇〇〇〇	七	二、八二五	六、一八五	八、五	一、九四八





(一) 下矢部村

本村地域は、牧野村、荒谷村などの一〇か村からなり、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第九大区第三小区に属していた。一二年郡区町村編制法の施行により、これらを六村と四村の二行政区域に分けたが、一七年の改正で一〇か村を一戸長役場区域として、二三年の町村制の施行に伴い、一〇か村が合併して下矢部村となった。

(二) 浜町

平安朝の頃は、阿蘇氏の領地であったが、天正一三年（一五八五）島津氏の侵攻にあい、その領土となった。天正一五年豊臣秀吉が島津氏征伐を行なったので、当時秀吉の配下にあった佐々成政が支配し、その後小西氏、加藤氏の代を経て、細川氏の領地となった。その間元和元年（一六一五）の一国一城令により、岩尾城とともに廃城となった愛藤寺城の城代であり、元阿蘇家の重臣であった井手玄蕃允豊治が矢部郷の初代惣庄屋となった。井手豊治は小西行長に焼かれた小一領神社の宮居に町を建設はじめ、これが浜町誕生のはじまりといわれている。浜町は、柳本神社の宮居地という由緒から「宮の原」といわれ、この地に惣庄屋を置いたことから「庄の村」ともいわれた。その後、この地は矢部の中枢となり、商家が相ついで家を建て、「浜の館」のあった町ということから浜町と呼ぶようになったと伝えられている。本村地域は、旧藩時代矢部手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第九大区に属し、後の城原村は第四小区、後の城平、上寺、杉木の三村は第五小区、その他の町村は第三小区に編入された。一二年郡区町村編制法の施行により、城原、城平両村、野尻村などと、杉木村は、原村などと、浜町、下市、下馬尾は、三か町村で、上寺、山田、芹屋田、市原、長田、南田、千滝は七か村で、それぞれ一行政区域となったが、一七年戸長役場区域の改正によりこれら一三か町村が浜町列として一行政区域となり、二三年町村制施行とともに一三か町村が合併して浜町村となった。さらに四五五年町村制を施行して、浜町と改称した。

(三) 白糸村

本村地域は、旧藩時代は矢部手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、すべて第九大区第四小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、目丸、菅の両村を一行政区域、長原、津留、白藤、新小、

犬飼、田吉の六か村を一行政区域として、それぞれ戸長役場を置いたが、一七年これら八か村を一行政区域に改めた。二三年町村制の施行に伴い、この八か村が合併して白糸村となった。

(四) 御嶽村

本村地域は、明治七年（一八七四）大小区制のもとでは、第九大区に属し、入佐村は第五小区、上川井野村は第六小区、その他の区域は第四小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行にともない、麻山村は黒川村などと、野尻、下川井野、畑、入佐の各村は城原村などと、男成、成君、川野、田所、小笹、上川井野は六か村で、それぞれ一行政区域となった。一七年行政区域の改正により、麻山、入佐両村は黒川村などとともに、その他の九か村は野尻村列としてそれぞれ同一行政区域となったが、二三年町村制の施行にともない、入佐村、麻山村を含めた一か村が合併して御嶽村となった。

(五) 中島村

本村地域は、旧藩時代中島手永に属し、のち手永の合併によって矢部手永に属し、中島村、木鷲野村などの六か村からなり、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、第九大区に属し、原村は第三小区、その他の村は第五小区に入り、同九年中島村と木鷲野村が合併して島木村となっている。一二年郡区町村編制法の施行に伴い、北中島、島木の二か村に一戸長役場が設けられ、金内、田小野、原の三か村は、下名連石村、杉木村を加えて同一の戸長役場区域となった。一七年行政区域が再編成され、この五か村は、同一の戸長役場の区域となり、二三年町村制施行により合併して中島村となった。

(六) 名連川村

下名連石村、黒川村、御所村の三か村からなり、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、第九大区第五小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、下名連石村は金内村などと、黒川、御所両村は麻山村と同一行政区域となったが、一七年の改正により三か村は、入佐、麻山の両村とともに同一行政区域となった。二三年町村制施行の際、下名連石村と、中島村に属することとなった田小野村とが合併し、その役場を下名連石村に置くことまで決定したが、下名連石村に対しては御所村、黒川村から合併の申し込みが弱くなされたので、下名連石村は、御所村及び黒川村と三か村で合併して名連川村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定直後の住民感情は、歴史的、社会的、経済的諸条件を同じくする浜町、下矢部村、白糸村、御嶽村、名連川村、中島村、朝日村、小峰村の矢部郷八か町村合併の構想に賛意を表する者が多かったが、あまりにも広大な地域であったため、なかなか具体化の運びに至らなかった。昭和二十八年（一九五三）一月発表された県の合併試案では、矢部郷八か町村を合併するとの案であったが、この試案に対して朝日村、小峰村は、阿蘇郡菅尾村、馬見原町、柏村と合併の意向を示し、さらに朝日、小峰、御嶽の三か村合併の噂が流れるにおよんで、朝日村および小峰村には郷内他町村との合併の意思がないことを認め、残る六か町村が、二九年一〇月町村合併協議会を設置して町村合併への第一歩をふみだした。しかし、この六か町村合併も、最終決定までの間に、中島村、名連川村の二か村が離脱した。これは、中島村の場合は、村内の公共施設が不備であるため、この整備が終わるまでは合併できないという理由からであり、名連川村の場合は、新町山漁村建設計画の遂行途上であるため合併できないという理由からであった。結局、三〇年二月一〇日、下矢部村、浜町、白糸村、御嶽村の四か町村が合併して矢部町として発足した。この地方は、古くから矢部郷と称し、広く知られていたことから「矢部町」とした。「矢部」の語源は、古く阿蘇大神健磐龍命がこの地を開拓するにあたり、この地方が全くの深山幽谷で当時また無人であったので、命は木を伐り山を開き、水を利用して村をつくり、この地方を「山辺」と名づけられ、後に「やまべ」を「やべ」と言うようになったと伝えられる。また、天文時代（一五三二〜一五五四）の記録では、「矢部の庄」と記され、「山部」「山辺」「野辺」「野部」などがあり、後日転じて「矢部」となったものともいわれる。

さて、中島村、名連川村は六か町村合併から離脱したものの、二か村だけで合併する意思はなく、また町村合併促進法の趣旨にも沿わないため、その後県の指導により結局新矢部町と合併することになり、三二年四月一日、矢部町に編入された。これにより、当初の町村合併促進協議会結成時の六か町村合併案が実現された。なお、旧中島村大字島木の通称松の生部落（世帯数二四、人口一三〇人）は、経済的にも文化的にも御船町とのつながりが深いことから、住民の一致した要求で、三七年四月一日矢部町から分離して御船町に境界変更された。

## 3 合併条件および協定事項

### 浜町ほか三か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「矢部町」とする。
- (三) 合併実施の期日 昭和三〇年二月一日
- (四) 役場の位置 旧浜町内に置くものとし、新役場新築まで暫定的に浜町役場を利用する。
- (五) 役場出張所の位置およびその事務 出張所を当分の間、次のとおり置く。
  - 1 旧下矢部村、旧白糸村、旧御嶽村
  - 2 出張所は次の事務を行なう。
    - ア 戸籍、住民登録に関する事務
    - イ 配給に関する事務
    - ウ 徴税およびその他の徴収に関する事務
    - エ 産業振興に関する事務
- (六) 議会議員の任期 任期は、町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、昭和三〇年三月三十一日までとする。
- (七) 議会議員の選挙区および定数 1 定数は、地方自治法第九一条の規定による。
  - 2 選挙区を設ける。選挙区は、旧町村の区域による。ただし、議員の一人任期間とする。なお選挙区において選挙すべき議会議員の数は、人口を勘案し、協議のうえ決定する。
- (八) 農業委員会の委員の任期および定数 農業委員会法第三四条の規定に基づき、旧町村の農業委員会を昭和三〇年二月三十一日までそのまま存置する。
- (九) 教育委員会の委員および定数 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、委員の定数は五名とする。ただし、委員の任期は、昭和三〇年四月三〇日までとする。

(二〇) 合併関係町村の職員等の身分取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基く町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員には、引続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承させるものとする。

2 町村長、助役、収入役の退職金は、各町村議会において決定する。

3 議員および各委員の慰労金は、新町の予算に計上するものとする。

4 職員の退職金は、熊本県退職条例に準じ左の割合を乗じた額とする。

ア 新町発足後一か月以内に退職した者 百分の二五〇

イ 新町発足後六か月以内に退職した者 百分の一五〇

ウ 新町発足後一年以内に退職した者 百分の一二五

5 部落駐在員は、条例を制定して必要なところに設置する。

(二一) 助役の定数 一名とする。

(二二) 財産および負債

特別基本財産および行政財産ならびに基本財産は、新町に引き継ぐものとする。負債は、新町に引き継ぐものとする（一時借入金は除く）。

(二三) 小学校、中学校の位置および区域

現状のまま存置し、通学区域は、必要により変更するものとする。

(二四) 消防団の組織 消防団の組織は、統合のうえ、再編成する。

(二五) 国民健康保険事業

未設置区域については、昭和三〇年度までに実施するものとする。

(二六) 旧町村の災害復旧および継続事業は、新町において引き継いで実施する。

(二七) 新町は、建設計画の実施についてはこれを大いに促進するが、将来事情の変化によって事業実施年度、事業計画の変更あることを了承するものとする。

中島村、名連川村の編入

(一) 合併の時期 昭和三二年四月一日

(二) 出張所

1 旧中島村、名連川村役場に出張所を置く。

2 出張所の所長を置き、つぎの事項を掌理させる。

ア 自衛隊その他渉外事項に関する事務

イ 戸籍ならびに住民登録に関する事務

ウ 諸証明に関する事務

エ 主食配給に関する事務

オ 町税その他徴収に関する事務

(三) 議員の定数ならびに選挙

1 地方自治法第九一条第四項の規定により、増加する議員の選挙は、旧中島村、旧名連川村に選挙区を設けて選挙する。

2 議員の定数は、旧中島村二人、旧名連川村二人

3 前記の選挙区は、合併と同時に挙行選挙の際に限り、設けるものとする。

(四) 一般職員の身分取扱い

1、合併後も一般職員として身分を保存せしめ、その勤続年数は通算する。

2、合併後に退職する特別職および一般職員の退職手当は、旧関係町村において支給するものとする。

(五) 中島村立病院は、矢部町において継承し、十分強化するものとする。

(六) 境界変更

松の生の御船町への境界変更については、矢部町で合併後処理するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 浜町ほか三か村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
下矢部村	佐野 剛	日隈 保	山下寅松	赤松政豊	佐野正令
浜 町	植村 安	中村信義	村山国彦	右山富次郎	美濃部弘
白糸村	高村尚道	山本 武	赤沢政喜	藤田定之	坂野良恵
御嶽村	山下 諭	松永豊記	平田政則	荒木 強	飯星源吾

(一) 中島村、名連川村の合併

町村名	長	助 役	収入役	議 長	副 議 長
矢部町	高村尚道	中村信義	平田政則	右山富次郎	藤田定之
中島村	中村精彦	古閑守幸	稲葉富茂	江藤恒雄	和田広親
名連川村	工藤義修	山本義隆	藤岡重房	山村 恵	坂本 昇

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 浜町ほか三か村の合併

生産額	事業場 (資本金五百 万円以上)		前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	中 学 校 以 上 の 学 校		官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平方料	戸 数	人 口	区 分		
	計	そ の 他					農 産	鉦 工 産		高 等 学 校	中 学 校	生 業						都 市 的	
												計	そ の 他					農 業 人	そ の 他
九二五〇〇〇	四四七五〇〇	三七五〇〇〇	九三、五〇〇	八、一九	三三、〇一八	三三、六二五	一	四	二九	三三、八二二	五五二五	八三〇六	四二七〇	二、二七一	二、〇九九	一六三・二三	三、三九六	一八、〇二	矢部町
一五〇〇〇〇	三、五〇〇	一〇五〇〇〇	三三、五〇〇	一六、三六六	五、〇五一	二、〇七	一	一	三	三、二七七	一、三三九	一、二九八	一〇四	一	三〇・五	六〇	三、三六	下矢部村	
四三、〇〇〇	三三、〇〇〇	九〇〇〇〇	六〇、〇〇〇	二九、六八	二二、三六二	一五、〇八七	一	一	一八	三、五〇一	一、三〇八	二、二九三	三、五〇〇	二、〇五五	一、六五	二〇・七二	一、四四	七、五	浜町
一五、〇〇〇	六七、五〇〇	八〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一七、三三	八、二五五	三、二七	一	一	五	三、六五九	二、四五〇	一、二〇九	一一	一六	八七・四八	七三	三、七三	白糸村	
一三五〇〇〇	三五〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一	一七、九七	六、三三〇	二、六九四	一	一	三	三、六八四	四八	二、九六六	四〇五	一一〇	二四・九	六〇	三、七九	御嶽村	

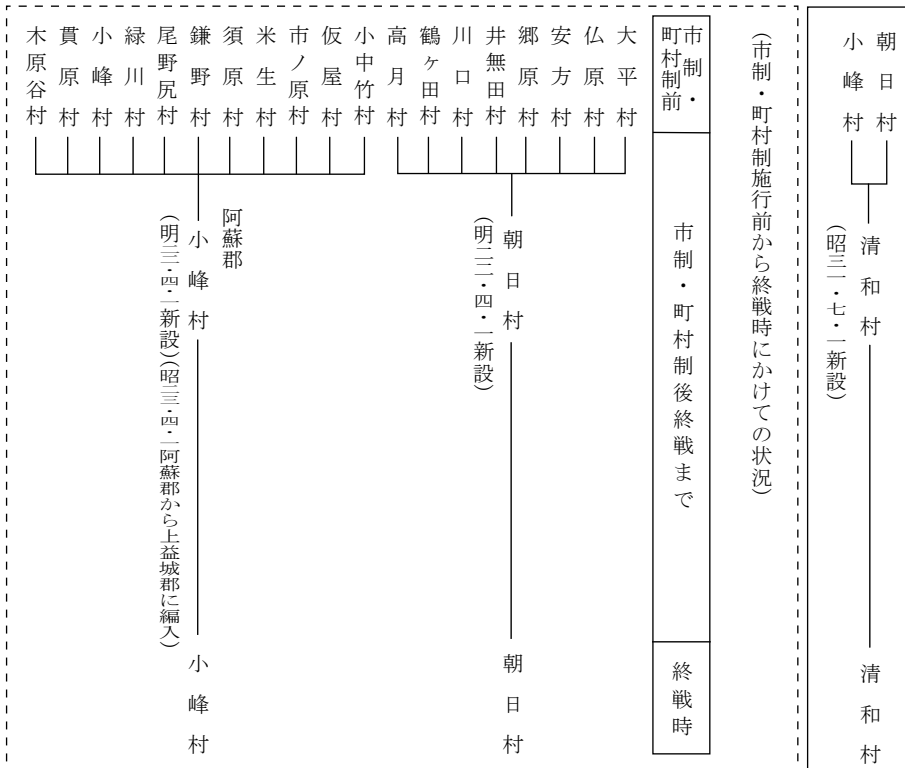
(二) 中島村、名連川村の合併

生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 校	官公署	業態の割合						面積 平方メートル	戸数	人口	区分
	計	畜産 千円	農産 千円	その他 千円							都市的業態			その他の業態						
											商業	工業	その他	農業	その他	計				
二、四九〇	二	一、四八七	四、二六〇	二、二四七	一〇、五九六	一	六	三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	矢部町	
九、五〇〇	二	七、六四七	三〇、三〇一	一〇、八九三	九、二一五	一	四	二五	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	矢部町	
一、七〇〇	一	二、四七八〇	六、六四七	四、八五	七、八七	一	一	四	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	中島村	
九、九三〇	一	四、三〇〇	五、四二	二、六九	六、八四	一	一	六	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	名連川村	

【旧上益城郡清和村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 朝日村

本村の地域は、太平村、仏原村など八か村からなり、中世には、数百年間、阿蘇氏の支配下にあったが、天正一三年（一五八五）、阿蘇氏の滅亡により小西氏の領地となった。

その後、寛永九年（一六三二）、細川氏の所領となり、矢部手永に属した。

明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは、小峰地区とともに第九大区第六小区に属したが、一二年、郡区町村編制法の施行により、小峰地区と分かれて鶴ヶ田、川口、井無田の三か村と高月、太平、郷原、安方、仏原の五か村がそれぞれ同一行政区域となった。しかし、一七年の行政区域の変更により、この八か村は高月村列として同一戸長役場区域となり、二三年、町村制の施行にともない八か村が合併して朝日村となった。

(二) 小峰村

本村の地域は、小峰村など一か村からなり、朝日村と同様阿蘇氏から加藤氏の領地となったが、細川藩時代は菅尾手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは朝日地区とともに第九大区第六小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行にともない貫原、須原、小峰、小竹中、木原谷、緑川は六か村で、飯屋、米生、尾野尻、鎌野の四か村は柳井原村などとともに同一行政区域となり、さらに一七年の行政区域の改正で、この一か村に白石、神前、方ヶ野の三か村を加え小峰村列となった。二二年の町村制の施行により、白石村など三か村を除く一か村が合併して小峰村となった。その後、昭和十七年（一九四二）、県下に地方事務所が設置された際、上益城地方事務所の所轄となり、二三年に正式に上益城郡に編入されたが、なお衆議院議員の選挙区は、三一年七月一日まで従事どおり阿蘇郡の属する第一区に属していた。

2 町村合併促進法制定後の経緯

朝日村は、御嶽村、名連川村および阿蘇郡馬見原町、菅尾村、柏村に隣接し、小峰村は、白糸村、御嶽村、馬見原町と隣接した地形であるが、同村ともに矢部郷八か村の中島、下矢部、白糸、浜町、名連川、御嶽、朝日、小峰の一村として、行政は上益城地方事務所の管下であり、矢部郷から分離することについては、各問題の発生が予測されたので、合併をどのようにするか、住民の世論を調査し

たところ、次のような状況であった。

(一) 矢部八か町村合併を希望する者 四五パーセント

(二) 東部四か村合併（小峰、朝日、菅尾、馬見原）を希望する者 四五パーセント

(三) その他（小峰、朝日、御嶽合併）一〇パーセント

両村議会においても、前記のような分野にわかれての論争が激しく、合併の実現が困難視されていたとき、県は矢部郷八か町村合併を内容とする合併試案を発表したが、これは、この地区における合併問題を、かえって混乱させる結果となつた。

この間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派とに分かれていたが、昭和二年（一九五四）一月二三日に招集された議会においては、議員定数一六人のうち議長など八人の四か町村合併派議員が、定刻一時間前の午前九時に半数がそろつたので、議長は開会を宣し、四か町村合併を議決した。そのあと、定刻一〇時ごろ残りの八人が集まってこれを知り、「それなら自分たちだけでも定数に足りる。」と第二の議会を開き、八か町村合併を満場一致で可決し、お互いに相手方の議決を「無効だ。」と争そつたが、両方取消されるといふ一幕もあった。

さらに、朝日村においては、さきに揚げた第一案、第二案のいずれを選ぶかというところで非公式の住民投票を行なつたが、混乱は増すばかりであった。このため小峰、朝日の両村を除く矢部地方六か町村はこの区域の合併を進め（矢部町の項参照）、三〇年一月、六か町村の合併が決定視されてきた。そこでようやく小峰、朝日二か村合併の気運が盛り上がり、両村とも校区別の住民大会を開き、村長をはじめ議会も二か村合併に力を注いだ。住民も、今後における行政運営を考えた場合、矢部郷で合併できなかった小峰、朝日の二か村合併が必要であることをよく認識し、その賛成者は日をおって増加した。そこで、翌三一年二月、小峰村は朝日村と合併することを議会で申し合わせ、朝日村との合併を促進することにした。これに対して、朝日村も同調し、同年三月、促進法に基づいた合併促進協議会を発足させた。三月一八日、第一回の協議会を開催し、事務処理の問題について協議を進め、七月一日をもって合併することを決定した。こうして二年有余にわたる合併紛争も終止符を打たれ、小峰村、朝日村は合併して、新しく清和

村が発足した。

因みに、朝日村出身で昭和八年（一九三三）陸軍大将に昇進した林仙之氏の「政清人和」すなわち「政」と清ければ人おのずから和す」という額書は、朝日村における村政の鏡とされていた。合併にあたり合併村の一般住民から公募した村名の選考に際し、前述のような意義ある額書に由来する「清和村」とするのが最も適当であるとの理由で、合併協議会において満場一致で決定された。

### 3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 朝日村、小峰村を合体合併する。

(二) 合併の時期 昭和三十一年七月一日

(三) 新村名 清和村とする。

(四) 役場の位置

熊本県上益城郡朝日村大字太平三七七の一番地（現大平公民館）に置き、新庁舎は、大字大平地内に置く。

(五) 出張所の位置および事務 出張所は、設置しない。

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、議員の任期を昭和三十一年八月三十一日まで延長する。

(七) 議会議員の選挙区および定数

公職選挙法第一五条第五項の規定により、朝日村、小峰村の区域をもつて選挙区をそれぞれ設け、各選挙区における議員の定数は、それぞれ九人とする。

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

1 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、委員の任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、その定数を二七人とする。

2 特例適用期間中における学識経験者等による推せん委員の数は、朝日村四人とする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条のこの規定を適用し、委員の任期を昭和三十一年九月三十日までに延長し、その定数を互選により四人とする。

(一〇) 合併関係村職員の身分取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その他身分の取扱いについては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当の額は、新村の退職手当支給条例による普通退職手当の額に左に掲げる額を加えて支給する。

ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月給の二か月分

イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月給の六か月分

ウ 合併後一二月以内に退職した者は、本俸月給の二か月分

工 特別職の職員は、別に考慮する。

(一一) 助役の定数 助役の定数は、一人とする。

(一二) 部落区長の設置

合併関係村の区長は、これを現在のまま存置する。なお逐次整理統合する。

(一三) 財産の帰属処分

1 合併関係村の財産は、すべてこれを新村に引き継ぐ。

2 合併関係村の負債は、すべてこれを新村に引き継ぐ。

(一四) 村税その他の滞納処理

合併関係村の村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。ただし、両村とも昭和三十一年五月三十一日までにそれぞれ九〇パーセント程度の徴収実績をあげるものとする。

(一五) 字の名称 新村の大字、小字の名称は、現在のままとする。

(一六) 消防団の統合

1 現在の二か村有の消防機械器具は、これを新村に引き継ぐ。

2 新村に消防団を置き、団員および分団数は、関係村の消防団の協議により定める。

(一七) 国民健康保険事業 新村は、全区内に実施する。

(一八) 各種事業

関係村における土木事業、耕地事業その他各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継続して行なうものとする。



上の学校 中学校以 下	中学校 高等学 校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
			都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						清和村	朝日村	関係 村
			商 工 業 人	そ の 他 人	計	農 業 人	そ の 他 人	計						
1	3	8	208	1	208	213	2197	720	1	1	清和村	朝日村	小峰村	
			3,080	1	3,080	5,553	5,553	3,621						
			1,244	1	1,244	2,499	2,499	1,644						
			3,572	1	3,572	7,299	7,299	4,966						

5 合併時の関係村の現況表

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
朝日村	兼瀬 隆	中原千城	村上武行	片山金光	藤島美一
小峰村	川口重光	—	藤本 続	秋月真澄	原田種興

4 合併時の三役及び正副議長

(一九) 左の団体の統合をすみやかにあつせんする。  
 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の各種団体  
 (二〇) 村税の賦課 均一課税とする。

生産額	計	そ の 他 千 円	農 産 千 円	鉦 工 産 千 円	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千 円	国 税 納 税 額 千 円
	2795	1310	17000	2673	1	4645	2278	2065	2257
	10357	10353	8000	2205	1	1862	662	577	1233
	17548	10850	25000	4878	1	2709	6045	488	1090